

厚生常任委員会

平成18年3月16日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司

○三木 誓士

木田 守彦

里川宜志子

中西 和夫

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午後1時30分）

署名委員 三木委員、木田委員

委員の皆さんにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、三木委員、木田委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。が、（1）から（5）までについては、指定管理者制度に関わり、現行条例の条文整理を行うための条例の一部改正議案であり、一括議題として順序をかえて所管課ごとに説明を求め、各委員からの質疑をお受けしたあと、（1）から（5）までの各議案について、順次お諮りしていくというように進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、（1）議案第3号から（5）議案第12号までを一括議題とし、順序をかえて所管課ごとに説明を求めると致します。

それでは、（1）議案第3号および議案第11号について理事者の説明を求めます。清水環境対策課長

環境対策
課長

それでは、議案第3号、並びに議案第11号、につきまして、合わせて説明をさせていただきたいと思います。ただ今委員長からのご紹介もございましたし、前回の委員会でも説明をさせていただきましたが、この二つの条例の一部改正とこの後福祉課から説明させていただきます三つの一部改正につきましては、いずれも二つの課が所管しております施設の管理につきまして、平成15年9月に地方自治法の一部改正の際、定められました指定管理者制度を適用していくのか、それとも直営で管理していくのかという事につきまして検討させていただきました結果、いずれも直営で管理していく事といたしました。この事に伴いまして、各条例の一部を改正する必要から提案させていただくものでございます。

それでは、まず議案第3号、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてでございますが、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策
課長

恐れ入りますが一番末尾に要旨がございますので、ご覧頂きたいと思います。本条例の一部改正の内容につきましては、前回の委員会で説明を申し上げておりますとおりでございますので、割愛をさせていただきます。今回はこの朗読をもって説明に変えさせていただきたいと思います。

(要旨朗読)

環境対策
課長

続きまして、議案第11号、高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましても、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策課長 これにつきましても、末尾に記載しております要旨をもって説明に変えさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(要旨朗読)

環境対策課長 以上、簡単ではございますが、議案第3号、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、並びに議案第11号、高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして原案とおりの可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この議案につきましては、十分理解をしているところですが、やっぱり原案に対してきちっと整理をするべきかなという風に思いますので、今の説明の中にはなかったと思いますが、これまで町がこの事業をやっている中で、委託をされている委託先についてですね、確認をさせていただきたいなと思います。

環境対策課長 まず議案第3号でございます、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例でございます、いわゆる駐輪場でございますけれども、この委託先でございますが、これにつきましては、斑鳩町身体障害者福祉協会に現在も委託をしているところでございます。次の議案第11号にかかります高安ふれあい交流広場につきましては、高安自治会にその業務の一部を委託しているところです。

里川委員 その辺はやっぱりきちっと整理をしておかなければならないと思われましたので、質問をさせていただきまして、それと少し関連してるんですけども、やはり町営自転車等の駐車場条例に関わりましてですね、

予算の中でも北口と南口と料金が結構大きく違っていています。自転車にしる、単車にしるね、料金大きく違ってますが、やはり同じ町営でありながら、北と南で料金の差がある事についても、この際ですのできちっと説明を受けておきたいと思います。

環境対策課長 北口と南口の料金の設定の違いでございますけども、北口で過去から、昔からですね、営業されておられる民間の駐輪場施設、それと南側でございます駐輪場施設の関係の中で料金設定もそれに合わせてやっているということでございます。また、北口につきましては、駅から遠いという事もございまして、南口よりも安いという設定もさせていただいているところでございます。そういったところでご理解をいただきたいなと思います。

木田委員 これ、直営方式でやるという事に決められておるんですねけども、指定管理者制度を採用するのと直営方式としたらですね、どちらが費用の面で少なくて済むのか、それらについて研究されて、どの位の、直営方式を採用している方がどれ位町としては有利というんですかね、メリットがあるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 その事につきましても、前回の委員会で説明させていただいたつもりでございますけれども、改めて説明をさせていただきます。まず、議案第3号の方でございますけれども、そもそも指定管理者制度を導入する意義と申しますと、先ほど木田委員がおっしゃったように、施設をより効果的、また効率的に運営、並びにまたそういったサービスの向上、もしくはまた運営に関する費用の節減等あるわけでございますけれども、そもそもこの駐輪場につきまして、そもそも作った目的と言いますか、設立の当初の目的が、駅周辺の放置自転車をなくしていこうという対策の一環といたしまして設立しているという事がございます。また、先ほど委託先については、斑鳩町身体障害者福祉協会にと申し上げましたが、これは、障害者の自立支援事業の一環として

やっていってるものでございまして、そういった事業でございまして、今回のそういった効率的でありますとか効果的な運営、どうのこうのという事にはそぐわないのじゃないかと考えまして、それともう少し申し上げますと、スペース的にも今の駐輪スペースが限定されて、また先ほども若干触れさせていただきましたけども、民間のそういった駐輪場の施設がある中で、競合していくという事で民間の方々と競合していくという中では、なかなかそういった事では料金設定を変えて営利を求めていくという施設にはなり得ないのではないかと、という事から今回は直営にしたという事でございます。

委員長 よろしいですか。

木田委員 結構です。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、（２）議案第９号、（３）議案第１０号、（５）議案第１２号について理事者の説明を求めます。西川福祉課長

福祉課長 福祉課所管にかかります議案の説明をさせていただきます。まず議案第９号でございます。斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 議案書の最後のページの要旨の朗読によりまして説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 なお、条例本文、新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。

次に議案第10号の説明をさせていただきます。議案第10号、斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 これにつきましても、議案書の最後のページの要旨の朗読によりまして説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 同じく条例本文、新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第12号でございます。議案第12号、斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 これにつきましても、議案書の最後のページの要旨の朗読により説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 なお、条例本文、新旧対照表の説明につきましても、これにつきましても省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号、同じく議案第10号、

議案第12号についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 元々ですね、議案の10号、12号にある施設については、直営で理解はしておったわけなんですけれども、9号にあります福祉会館につきましては、前からちょっと私、分かりにくいというような事で質問をさせていただいたりしてきた経過があるんですけども、今回、指定管理者制度を導入された施設からいくと、この福祉会館などは、私はどちらかと言うと、管理者制度にされる施設なのかなという風に感じたんです。でも、ここを直営とされたという事について、指定管理者を導入する事についての良し悪しという問題は別として、斑鳩町としてそれを導入する事にあたっての、整理する上で、すごくこれを直営とされたことについては、私自身は分かりにくいというのが感想だったわけなんですけど、これについてですね、また今後、総合福祉会館なども動き出したという事を説明いただいていますし、そして以前から総合福祉会館が出来てきたら、社会福祉協議会の方に管理を委託する方向という事も、折につけ触れられてたと思うんですが、という事から、今後の見通しですね、今の福祉会館で直営とされた事、今後、社会福祉協議会に対しても、直営に基づいて事業など委託していくという考え方で、これからもその方向でいかれるのかどうか、というところについても、含めて確認をさせていただきたいという風に思います。それと共に、もう一度その整理方というんですか、これを直営とした事も含めて、ご説明をいただけたらという風に考えます。

福祉課長 まず、現在の福祉会館につきまして直営とさせていただきました理由でございますが、斑鳩町福祉会館につきましては、現在、福祉の増進を図るため、本町の福祉活動の拠点として設置しております。斑鳩

町に居住されておられる方が、設置の目的に沿った研修会及び会議等の場として、無料で利用される施設でございます。また、福祉会館は現在、斑鳩町社会福祉協議会の事務所として無償で貸与しているという事で、その施設の管理は、無償で貸与しておりますが施設の管理自身は町が直営で行っている施設でございます。このことから、この施設は、事業者または団体の方がそれぞれの目的のために研修や会議を開かれるという事でこの会議室を利用され、また福祉会館としては会議室を提供して、町の福祉の推進を図るために、この施設であるという事から採算性を重視するものではないという事でございます。よって、指定管理者制度の目的であります管理運営等の経費の縮減、または独立採算制による管理の運営等という事の目的にはそぐわないのではないかと、という事で直営で管理していくという事にさせていただきました。

二点目の将来的の、総合福祉会館の管理についての考え方という事でございます。委員も今、ありましたように、社会福祉協議会が中に入ってくるという事もあるかと思いますが、現時点の段階では、その施設ができて、保健センターもその中に入ってくるという事も考えていく中で、今後、指定管理者制度にするか、また町の直営でしていくか、という事も検討していかねばならないとは考えております。現時点では、考えているという状況でございます。

委員長

他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、（１）議案第３号から（５）議案第１２号までの議案について順次お諮りしてまいります。

お諮りいたします。（１）議案第３号については当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮り致します。(2) 議案第9号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮り致します。(3) 議案第10号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第10号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮り致します。(4) 議案第11号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮り致します。(5) 議案第12号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第１３号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 議案第１３号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 議案書の最後のページの要旨の朗読によりまして、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 なお、平成１７年度の税制改革で高齢者の非課税限度額が廃止される事に伴いまして、保険料の激変緩和措置という事で低所得者の対策をこの条例の付則で定める予定でしたが、今現在、審議されておりまして、その詳細については、政令でまだ定められておりません事から、今回の条例改正では処理いたしておりません。このことから４月１日からの実施ではありますが、今後、政令が出てきた時点で、専決処分で処理をさせていただきますので、よろしくご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第１３号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この保険料については、一般質問でも予算でもずっと言ってきてま

すのでね、私自身が考えている事っていうのは、町の方に十分理解をしていただいている事だろうという風に考えております。ただ、この条例改正につきまして、介護保険が2000年に導入された、平成12年ですね。やっと今回、当初から私が希望しておりました8期納付について実現、やっとするという事については、私も今まで意見を言ってきた、町の方も理解をしていただいたという事については、評価をしたいという風には思っておりますが、今回、非常に保険料が一気にアップする、1.265倍というような、非常に高いアップになってるわけなんですね、ですからその事については、被保険者の皆さんにやっぱり、早く周知をしていただかんとあかん、きっちりしていただかんとあかんという風には思っているところですが、ただ、今、課長の説明にもあったように、政省令の細部については、まだ不十分な点もあるという事をおっしゃっておられまして、非常に私自身不安に感じてるところなんですけれども、この条例を改正するについてですね、事業の変更も、色々制度の改正の中で出てきてると思うんです。以前よりこの委員会の中でも、この条例を変更するにあたって、そこについてくる、色々な規則や要綱について、どうなっていくのか、担当の常任委員会としてはきちっと見ていかなあかん、という話をさせていただいてたわけなんですけれども、今の課長の説明でまだ無理があるというお話ですが、ただ、担当としては一定、いくつ位の規則、いくつ位の要綱を改正せんとあかんのか、というようなところについては、およその数というのは掴んでおられると思いますので、そのところは、私以前からも申し上げておったと思うんですが、そのところも含めまして、ちょっと教えていただきたいなど、我々も今後きちっと勉強させていただかんとあかんという事もありますので、それが一点。それと介護保険にかかわる事なんですけれども、地域包括支援センターの運営協議会なんですけど、国の方が認めたという事でとりあえず介護保険の運営協議会の委員に、同時に地域包括支援センターの運協もとりあえず引き受けていただいと、けれども、18年度の予算書で見ますと、地域包括支援センターの運営協議会、12

名予定をされているという風にかかれておったと思うんですが、今後、その地域包括支援センターで運協、今は介護保険の運協と兼ねていただいていますけれど、今後の構成ですね、その。それをどのようにお考えになられてるのかも合わせてお聞きをしておきたいなという風に考えてます。

福祉課長

まず、一点目の介護保険制度の改正に伴いましての斑鳩町としての要綱の整理についてのご質問でございます。平成18年度以降の介護保険制度は介護予防に重点を置いた内容となっております、介護保険法の第115条の38、第1項第1号の必須事業を受けて実施するものでありますが、本条例を具体化させて実施、事業を明確にする必要があります事から、要介護状態に移行する恐れの高い、特定高齢者の方を対象とした、具体的なサービス提供の観点から、要綱を整理する必要があります。また、高齢福祉で今現在、実施しております、福祉事業が介護保険法の任意事業によりまして、介護保険事業制度に再編されていくという事業もございます。これらの事業が法令に基づき事業整備が必要なことから、例えば、今現在斑鳩町であります、紙おむつ等の支給は、現在国の補助事業、県の支給事業、紙おむつの支給事業、それから町の単独事業の3種類となっております。これらを任意事業として一つに取りまとまって、今後整理していく必要があると考えております。今回の介護保険の制度改正に伴いまして、条例のほか、今のところ5つの要綱整理が必要になっておりまして、要綱の整理につきましてももう少し時間が必要だと考えているところでございます。事業実施ができるだけ早くできるように、早々に取り纏めを行って参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

それと二点目ではありますが、包括支援センターの運営につきましてのご質問でございます。委員が今おっしゃっていただきました、新しい年度では12人の地域包括支援センター運営協議会の委員さんを予定しております。今現在、先ほどありましたように、介護保険運営協

議会の方で地域包括支援センター運営委員会も兼ねてしているという状況でございます。今の介護保険運営協議会の委員さんの任期が9月末で任期が切れるという状況でございます。そこまでは、今の状況でお願いして、その後、地域包括支援センター運営委員会として新しく委員を選出して、別個に今後、委員会を設けていくという考えでございます。ただ、委員さんの選考基準というのは、まだ国の方からこういう委員さんで、という形はありません事から、今現在、検討させていただく条件というのはまだ整っておりませんので、今後それが出てきました段階で、委員さんの構成につきましては、十分に検討させていただきまして、地域包括支援センターの運営に支障がないようにという形で考えております。

里川委員　今の課長の説明でよく分かりましたけれども、今、ちょっとびっくりしたのが、国の方から地域包括の方の運協のメンバー構成について、こういう構成が望ましいという事が下りてきてないんだと、示されていないんだという事で、国も本当にいい加減だなと、介護保険の運協そのまま使っていていいですよ、という事だけ言うという事で、それで地域包括支援センターの方の運協はこういうメンバーが望ましいという事も示さず、本当に、ええ加減な事やなと思って、担当課は本当に逆に、今の答弁聞いて、私、担当課は大変な思いをしてるんだなという事をよく理解させていただきました。けれども、そうだからと言って、斑鳩町の被保険者の皆さんや利用なさっている方について、そしてまた利用の可能性のある方について、4月からの制度改正についてですので、本当に日にちなんぼもないわけですよ。ですから、担当も大変だろうとは思いますが、全力でネジを巻いていただきまして、4月からの介護保険の運営に十分に対応していただけるように、強く要望をしておきたいという風に思います。

委員長　他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

取り纏めのため暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)

(再開 午後2時10分)

委員長

再開いたします。

議案第13号については、討論の申し出があります。これより討論を行います。

はじめに、議案第13号について可決することに反対する委員の意見を求めます。里川委員。

里川委員

それでは、議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

この条例改正につきましては、保険料と納期について、条例の改正をするという案件になっているわけなんです。この制度の根幹である保険料の考え方につきまして、私自身、異なる意見をもっております。納期につきまして8期とされた事につきましては評価が出来ます。また、第3段階を0.7と、基準の0.7とされたところにも評価はできるという風に考えておりますが、ただし、第7段階をその第3段階、本来0.75となるところを、0.7とした事についての、そこを補足する部分としてのみ第7段階を設定された。その事によって、第7段階が非常に高額な所得者であるにもかかわらず、200万円以上で1.5となり、500万以上で、本来私は1.75とすべきではないかという提案をしてきましたけれども、斑鳩町におかれては500万以上の方について、1.6とされた。そしてまた、夫の収入のみでお暮らしの高齢者の方々が、ご夫婦の二人分を保険料を支払われる際には非常に、段階の、かえって低い方の方に負担がかかり、高額所得者の人の負担が軽くなるという状況になっております。私は第7段階についても、1.75の料率とされ、全体の保険料を引き下げる努力をすべきであるという考え方を持っております。それによりまして、

今回の斑鳩町が第7段階1.6とされた事につきましては、私自身納得ができない数字となっている、その事で反対をさせていただきたいと思えます。以上、終らせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成する委員の意見を求めます。三木委員。

三木委員 それでは、議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今回の制度見直しにつきましては、介護保険運営協議会でも審議していただいたと聞いております。被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料段階の設定が出来る事となっており、低所得者対策を図るため、原則6段階を斑鳩町は7段階の設定とされたという事であります。第3段階の低所得者の方の料率を、原則0.75のところを0.7に引き下げ、その不足する保険料を補うために、第7段階を設定し、基準額の1.6倍の保険料率を設定されております。国が示しているのは、基本は6段階で、最高保険料率は基準額の1.5倍となっております。全体の保険料率を下げるために、高所得者の方だけにより高い保険料を負担していただくのは、低所得者対策による7段階設定という考え方から外れてしまうと考えます。今回の保険料率の設定につきましては、低所得者にも配慮したものとなっていると私は考えます事から、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成の意見とさせていただきます。以上です。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第13号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第18号、平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、説明させていただきます。まず議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

健康推進課長 まず10ページでございます。歳出の関係になります。歳出予算の補正では第1款総務費におきまして、奈良県国民健康保険団体連合会の共同電算システムの改修費用の負担といたしまして、40万1,000円の増額を補正お願いするものでございます。次に12ページでございます。第5款共同事業拠出金につきまして、高額医療費共同事業拠出金額の決定に伴いまして507万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。次、13ページ、第9款予備費につきましては、歳入歳出予算補正額の差額、108万9,000円の減額をお願いするものでございます。次に歳入になります。7ページをご覧ください。歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきまして、歳出の高額医療費共同事業拠出金の補正により、126万9,000円の減額補正をお願いするものであります。第4款県支出金につきましては、国庫支出金の補正同様、高額医療費共同事業拠出金の補正によるもの、また8ページの当初予算では把握できなかった特別財政調整交付金の計上等をあわせ、差引といたしまして87万3,000円の減額補正をお願いするものであります。8ページの第5款共同事業交付金につきましては、本年度分の交付額の決定に伴いまして、1,342万8,000円の増額補正をお願いするものであります。第6款財

産収入につきましては、斑鳩町国民健康保険財政調整基金運用収入の決算を見込み、5,000円増額補正をお願いするものであります。9ページの第7款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の決定に伴いまして、1,705万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。1ページに戻ってください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進 これら、本特別会計の補正につきましては、繰入金等の額の決定に伴う減額補正でございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この数字については、いよいよ年度末が近づいてきて、色々なものが明らかになってきた事による補正予算だという風に考えますので、これに対してはあれなんですけど、特段、質疑という事ではないんですが、ただし、国民健康保険というのは、非常に重要な斑鳩町の事業、予算の時にもありましたけれども、他の健康保険に入れられない方、入られない方の受け皿的な要素の強い健康保険なんですね。そういう事から非常に斑鳩町として重要で、また大変な事業をやっていただいている事になるわけなんですけれども、ただ、今、国会の方でも医療改革という事で審議がなされてます。それが終わりますと、結局議会でその内容についての審査をする事なく、また今年も町長の専決処分として行われる内容がこの国保の中にはあると思うんですが、それは私たち、また専決処分をしました、という事で5月の臨時議会などでまた提出をされると思うんですが、その専決処分がなされるであろうという見込みになっている内容ですね、その内容について、町の方がどのように把握をされているのか、現時点での把握されている内容について

を、この際ですので確認をさせていただいておきたいなという風に思っています。

健康推進
課長

今、言われておりますのは、医療制度改革の内容というような形で国民保険関連で主なもの、という事なんですけれども、現在、法律改正等、国会で審議中というような事ではございますが、私どもの知り得ているところの18年度の関連につきましては、まず一つといたしましては、70歳以上で現役並みの所得を有する者の自己負担の変更という事で、現在2割負担のものが3割負担という事になるわけで、およそ10月実施になろうと思っているところでございます。それと二つ目といたしましては、療養病床に入院する高齢者の食費、居住費の見直しというもので、これにつきましては、介護保険になると考えております。三つ目といたしましては、高額療養費の自己負担限度額の見直しという事でございまして、現在72,300円、これが80,100円になるだろうというところでございます。そして70歳以上の入院の40,200円につきましては、44,400円に、これもなるだろうというところでございます。それと四つ目の、人工透析患者のうちの所得の高い者の自己負担額の限度額の引上げという事で、現在10,000円とされておるのが20,000円に変わるであろうということ。最後になります、五つ目といたしましては、出産一時金、これは現在30万円ありますが、これが35万円に変わるという事が18年度実施されるであろうというところでございます。以上です。

里川委員

今ありました、人工透析を継続的に受けている方の負担限度額、倍になるという、所得の高い方に関しては倍になるという案だったと思うんですが、所得の高いというのが、所得水準がどこにあるのかという事と、それと現役並みの所得というのは、現役並みというのは、どういう所得を、幾らくらいの事を言っているのか、という事について、国の方が、内容の中に盛り込まれてるとは思うんですけれども、その

点についても、お聞きをしておきたいなと思います。

健康推進 しばらくお待ちください。一点だけちょっと分かりませんので。

課長

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)

(再開 午後 2 時 2 6 分)

委員長 再開します。植村補佐。

健康推進 ご質問二点あるうちの一点、人工透析の所得の高い者につきまして
課長補佐 は、申し訳ございません、現在、資料を持ち合わせておりませんので、
後刻報告させていただきたいと思います。それから、現役並みの所得
という事でございますが、まず、課税所得が 1 4 5 万円以上でありま
して、これは、現行でもこの制度になるわけですけれども、7 0 歳以
上の単身世帯、7 0 歳以上がお一人の場合、収入が 4 8 4 万以上、そ
れから高齢者夫婦のように、7 0 歳以上お二人の場合は 6 2 1 万円以
上、これは収入でございます。そういう家庭がいわゆる現役並所得と
いう範囲になります。

委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第20号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

議案第20号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

この補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明させていただきます。まず歳出から説明させていただきますので、補正予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。まず第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきまして、介護保険の制度改正により、電算システムの改修が必要となりました事から、その改修費用の増額補正をお願いするもので既定予算額に100万円を増額し、4,015万5,000円とするものであります。次に第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費におきまして、現在までの実績から今後の給付を推計しますと、事業計画予算を下回る見込みであります事から、1,100万円の減額補正を、またその下の第3目施設介護サービス給付費におきましては、同じく今後の給付額が予算額を上回る見込みであります事から、2,400万円の増額補正をお願いするもので、合わせまして差引しまして既定予算額に1,300万円を増額し、11億3,498万3,000円とするものであります。次に10ページをお開きいただきたいと思います。第2款介護給付費、第4項高額サービス等費、第1目高額介護サービス給付費

におきまして、今後の給付額が事業計画予算を下回る見込みであります事から、既定予算額から200万円減額し、961万4,000円とするものであります。次にその下、第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費におきまして、今後の給付額が事業計画予算を下回る見込みであります事から、既定予算額から100万円を減額し、1,719万8,000円とするものであります。次に11ページであります。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金におきまして、介護保険給付費準備基金の利子として、基金への積立として既定予定額に8,000円を増額し、1,550万2,000円とするものでございます。次に歳入についてご説明させていただきます。6ページにお戻りいただきたいと思っております。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金におきまして、給付額に対する法で定められています割合の負担額の増額分としまして200万円の増額補正、次にその下、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金におきまして、同じく320万円の増額補正を、その下第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費におきまして、同じく負担金の増額分として125万円の増額補正をお願いするものであります。次に7ページでございます。第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金におきまして、介護保険給付費準備基金の利子として8,000円の増額補正、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金におきまして、給付額に対する法令で定められている割合の負担金の増加分としまして125万円の増額補正、その下、第2目その他一般会計繰入金におきまして、事務費繰入金として100万円の増額補正を一般会計から支援としてお願いするものであります。

次に補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。朗読させていただきます。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第20号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 今、補正予算書の9ページの中にあります、介護システム改修業務委託料という事で100万円、一般会計の方で負担をしていただいて補正をするという事なんですけれども、それは一般会計からやっていたのは、結構な事だと思っているんですが、ただし、前々から言うように、色々システム改修せなあかんと、斑鳩町が変えるわけじゃなくて上から制度改正とか色々言われるわけなんですけれども、これも拘って聞いておきたいと思っておりますけれども、この100万円は全く純粋に一般会計、斑鳩町のお金でしか、100万円まるまる見れないのか、それともどっかから多少の何かはもらえないのか、このところについて、私は一応拘って確認をしておきたいなと思っております。

福祉課長 今ご質問いただきましたシステム改修に伴います費用としての100万円でございますが、全く町の負担で行うというものでございますので、国の方からも県の方からも補助金としてはない状況です。

里川委員 町としては仕方がない事なのかも知れないんですけれども、これから色々、制度が変わると、いろんな、ちょっと名前が変わってもこのシステムの改修とかせんとあかんと、18年度予算の一般会計見てもかなり、システムの改修にお金かかっていると。だけどその割に上の方から、県や国から変えろと言いながらも、システムを改修するための補助金なり、例え何%かでもみてくれんのか言うたらみてくれないのがほとんどのようなんです。そういうことも含めまして、介護保険の

制度はこれからも続いていくと思いますし、そして今、改正される、そしてまた更に、これ3年ずつ見直していくと、一定県とも相談していただいて、システムに各市町村がお金かかり過ぎるという事について、なんとか解消できないかというような事で、もう少し積極的に県なんかを中心になって、システムの改修についても力を入れてもらえたらなど、常々私、以前から思ってる事なので、それについては、また今後、そういう担当の会議などで機会がありましたら、そういう事も提案しながら進めていっていただきたいなという事をお願いしときたいと思います。それとですね、これ、いよいよ補正予算になってきて大詰めになってきましたけれども、10月からのホテルコストの導入の件なんです、施設入所をされてる方たちの動向ですね、それと以前から私、着目しております食費についてですね、調理の部分も保険から外されて自己負担になった件につきまして、デイサービス、デイケアという居宅介護の中で最も重要な部分のサービスについて、食費、完全に自己負担になってしまった事で、施設入所の方なら補足給付というのがあるんですけれども、デイケア、デイサービスの方たちには補足給付がないという事の中で、サービス受けられている方の動向について、心配をしていると、重要なサービスであるからこそ、心配をしているという事を以前にも申し上げた事があると思うんですが、その辺の動向についても、担当課として10月以降ですね、どういう風につかまれているのか、というのを確認をさせていただきときたいという風に思います。

福祉課長

ただ今ご質問いただきました食費にかかります調理コストにつきまして、デイサービス等で利用されている方、直近では12月提供分までできておりますけれども、回数等見ていく中では、今のところちょっと詳しい回数は持っておりませんが、それを見ている中では利用を差し控えるというような状況ではないと考えております。10月提供分と12月提供分を比較した中では余り変わらないといったような状況です。

里川委員　それと、入所者の方のホテルコスト導入以後ですね、補足給付、結構受けていただいているのか、負担について大幅にずれた方というのは斑鳩町ではそんなにいないのかなという風に理解してていいのか、その辺もちょっと合わせてお聞きしときたいなと思うんですが。

西梶福祉課長補佐　ホテルコストの補足給付につきまして、ただ今詳しい資料ございませんので、また調べましてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

里川委員　10月から導入された分で、色々、何て言うていいのかな、国保とかやったらレセプトと言うんですけど、そういうきちとした連合会の方から戻ってくるというのが、数ヶ月遅れてくるとか、そういうのんで、十分つかめてないと、以前にお聞きした時にそういう状況もあったと思うんですが、いよいよ年度末を迎えて、もう3月ですので、一定、10月から導入された分についての動向が少し見えるような数字というのが出てきてると思っておりますので、それについては、私自身は是非見せていただきたい数字であるという風に思っておりますので、また資料の方出していただけたらと思ひます。

委員長　今おっしゃっていただいた件につきまして、資料揃いましたら、各委員にプリントしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。他ございませんか。

(な し)

委員長　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査案件について、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。西川福祉課長

福祉課長

継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、前回の委員会で報告いたしました通り、建設予定地の地権者との交渉が概ねまとまりつつある状況であります。前回以降、今日までの状況であります。建設予定地の地権者及びその周辺の地権者に立会いをお願いし、境界の確認を行い、用地の測量を今行っているところであります。また、事業認定及び税務協議等の事務手続きの早期申請に向けまして、書類の作成等の準備を、今進めているところでございます。また事業認定の申請の中で必要であります作業としまして、事業説明会を予定しております。3月30日に予定しております。これにつきましては、事業に対する意見等を把握するために行うものでありまして、建設予定地の地権者及び一般住民対象に行うものでありますが、説明としましては、用地の選定理由や現段階での計画の内容等の説明になるという予定をしております。これにつきましては、事業認定の申請に必要な作業でございます。3月30日に予定しております。18年度には施設設備等の内容についての検討を行いながら、プロポーザル方式によります技術提案型の設計によりまして、実施設計を行いまして19年度着工を目指し、進めて参りたいと考えております。今後、建設予定地の取得がまとまりましたならば、厚生常任委員会にご報告申し上げます。対応を図って参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 質問という事でなしに、一応昨日ですか、行財政検討委員会からの公開質問状というのいただけてますわね、あの内容としてもね、やはり公共事業についてと、私らもろたやつについては、議員の定数とか報酬とかについてなんですけども、町に対してもやはり公共事業の見直しとかそういう事を申されておったように思いますねけども、その点についてですね、これ順調よくきたなと思ってるのに、そういう事で水をさされるような事にならないようにですね、お願いしたいなと思いますねけど、そういう心配は一切ございませんか。

町長 木田委員もご指摘のように、提言はまだ手元には、提言をいただいてませんから、まだ何とも言えません。中間報告等を踏まえる中ではそれは確かに公共事業等の関係等については、恐らく触れてくると思います。しかし、これはもうやはり、議会の皆さん方、住民の方々とも申し上げてますように、当初から合併があっても合併なかったもとにかく進めていくという事でございますから、我々としては現時点では総合福祉会館そのものについては、総予算18億という一つの枠の中で、進めて参りたい。そしてまたできるだけそういう交付金なり交付税参入の関係等について、できるだけ国、県に努力をして参りたいという気持ちで進ませていただいております。

木田委員 私ちょっと心配してたんは、生駒市の市長が替わられたという事で、高山第2工区の中止をね、やっぱり、それは市長が替わって市長が言うてはる事やねんけども、また今、そういう住民パワーいうんですか、そういう形でですね、いろんな意見を申される方が出てきたらですよ、スムーズにいきかけてんのが、また途中でおかしならんように、お願いしたいなと思いますねけど、とにかくスムーズに行くように期待しておりますので、どんどんと進めてもらわなければ、止まってたらだ

んだんとそういう点をつかれてくるように思いますので、どんどんと進めていただきたいと思います。これは要望で結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

3時05分まで休憩いたします。

(休憩 午後2時48分)

(再開 午後3時05分)

委員長 再開いたします。

最初に、先ほどの里川委員の質疑の中で、理事者側から報告がございますので、聞かせていただきますか。

健康推進 先ほどの人工透析の絡みでございます。先ほど言いました現行1万
課長 から2万という事で、所得といたしましては現在56万のやつが、所得で53万に引下げられるというような事でございますが、考え方といたしまして、国の方からの通知は現時点ではまだ一切来ていないという状態でございます。それと、先ほど、専決の絡みでおっしゃっておりました、国保税条例の改正の専決という事でございますが、この関係につきましては、国民健康保険税の計算方法という中で、最高課税限度額61万、このうち、医療分で53万、介護分8万という事になっておりますが、この介護分8万円につきましては、18年度9万円になるという事と、それと国保税の算定方法につきましては、年金所得から現在では33万円控除した、その5%という現在の計算方式でございますが、税制改正によりまして年金所得控除、現実的に20万円減るという事になります。収入が変わりませんけれども、所

得が増えるという事になるところから、年金制度のみにつきまして、激変緩和といたしまして、18年度につきましては13万円引かれると、それと19年度については7万円引かれていくという事が、聞いておるところでございますが、まだ情報については確定していないというところでございますけれども、3月専決になっていくだろうと考えておるところでございます。以上でございます。

里川委員 今、所得はもちろん、人工透析の件ですけれども、月収ですよ。月収が53万という事ですね。

それと、専決処分になる可能性のところでお聞きして、今出てきました介護保険分が9万円になるだろうという事なんです。今、2号被保険者の介護分、ここで国保の方でもやっていただいているわけなんですけれども、その保険料の計算式自体は変わらないまま、限度額だけが変わるという事になるのか、その辺もちょっと確認させていただきたいと思います。

健康推進課長 計算方法は変わりませんで、限度額のみが変わるという事でございます。所得言っておりますけれども、これは月額月収という事でございます。

委員長 よろしいですか。

戻りまして、継続審査案件については、説明を受け了承したという事で終わります。

それと、先ほど介護保険制度の改正に伴う補足的な説明として、資料を今、配らせていただきます。

(資料配布)

委員長 理事者の方から説明お願いできますか。

西梶福祉
課長補佐

先ほどご質問いただきました、補足的給付の推移についてでございます。お手元に配らせていただきました資料に沿ってご説明させていただきます。平成17年10月に介護保険制度改正に伴いまして食費並びにホテルコスト、低所得者の方に対しまして、一定の補足的給付を行うという事になっております。その提供月、実際にサービスをうけられた月でございますが、10月につきましては件数が113件、実日数では3150日、額につきましては321万6,771円、11月は件数で122件、実日数3357日、補足的給付額が334万3,052円、12月、件数は121件、実日数は3429日、給付額は350万8,101円、1月、件数は120件、実日数は3471日、給付額は353万4,058円となっております。だいたい、一件あたりの平均をいたしますと、1ヶ月約28日入所された事になります。10月から1月まで、件数的にもあまり大きな変動がないという事で、10月改正後、スムーズにこういった制度が移行されていると考えております。そして、件数もあまり大きな変動がないという事から、入所されておられる方についても、あまり移動がないのではないかと考えているところでございます。

里川委員

すいません、えらいご無理言うて申し訳なかったんですが、私自身は補足的給付受けれる方はまだしも、それを受けれない方で大幅で負担増となってる方、そしてまたその方に無理がかかっているのかかかってないのか、そういうところもやっぱり気になる点ですので、今後も引き続きまして、その辺の、毎月あがってくると思うんですが、数字は極力きちっとおさえながら、分析をするという見方をしていっていただきたいという事だけお願いをしときたいと思えます。

委員長

次に、各課報告事項について、(1)議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についての内、当委員会所管に属するものについて、所管課ごとに順次、理事者の説明を求めます。

福祉課長

住民生活部各課所管にかかります、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきまして、福祉課、健康推進課、環境対策課で各補正予算がございますので、各課より順にご説明させていただきます。まず、福祉課にかかります補正予算の内容につきまして、説明させていただきます。まず歳入からさせていただきます。11ページをお開きいただきたいと思います。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、福祉基金への寄附の依頼がありまして、10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に歳出につきまして、17ページをお開きいただきたいと思います。まず、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、福祉基金への積立金として、先ほど申しました10万円の増額補正をお願いするものであります。次に17ページでございます、第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ふれあい交流センターいきいきの里の充実として大広間の増築を計画しておりましたが、今年度の入浴料の見直し後の利用状況を見ますと、町内の利用者が増えていることや、当委員会での要望も踏まえ、今の情勢から見て、時期早々ということで町が判断し、今年度においては、大広間の増築工事を見送りたいため、2,500万円の減額補正をお願いするものであります。次にその下の第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援として、介護保険繰出金及び介護保険事務費繰出金におきまして、225万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、福祉課所管にかかります補正予算の内容につきましてのご説明とさせていただきます。

健康推進
課長

健康推進課所管分でございます。9ページをご覧ください。歳入の補正では第14款国庫支出金、第1項国庫負担金につきまして、保険基盤安定負担金額の決定に伴いまして204万5,000円の減額補正をお願いするものであります。次に10ページでございます。第15款県支出金、第1項県負担金につきまして、保険基盤安定負担金額の

決定に伴いまして、1,053万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳出16ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、国保財政安定化支援事業繰出金額の決定に伴いまして27万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、同項の第8目の国民健康保険医療助成費につきまして、繰出額の決定に伴いまして、合計といたしまして1,677万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に18ページでございます。第4款衛生費、第1項の保健衛生費、第5目の老人保健事業費の乳がん健診の実施によりまして、400万円の減額補正をお願いするものでございます。前回にもご説明いたしましたが、これは、乳がん検診につきまして平成17年度からマンモグラフィと視触診とを初めて併用し、集団と個別で実施する事になりまして、当初予算は前年並みの1500人分を見込んでいたところでございますが、受診形態が2年に1回の健診となることから、最終の12月健診で今後の支払い見込み額が拮めたことによりまして、残分につきまして減額補正をお願いするというものでございます。以上でございます。

環境対策
課長

続きまして環境対策課所管の補正予算について、説明をさせていただきます。ページ、申し訳ございません、9ページを見ていただきたいと思えます。一番下段でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金でございます。この補正前の金額が260万7,000円でございますが、これに133万円を追加し、393万7,000円とするものでございます。このことにつきましては、前回の委員会で説明をさせていただいておりますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、この歳入の補正は一番右側の説明欄にもございますように、当初予算で合併処理浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして260万7,000円を見込んでおりましたが、その次のページにまたがって名前が書いてあると思うんですけど、汚水処理施設整備交付金、これが認められましたので、当初26

0万7,000円を全額を交付金事業にのせかえした為の減額と、それと、国から平成18年度の整備分の一部を前倒しして平成17年度に交付されることになった為の予算措置でございまして、プラスマイナス133万円の増額補正という形になります。

次に歳出でございすけども18ページをご覧いただきたいと思えます。第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費で合併処理浄化槽の設置補助といたしまして、399万円を増額計上をさせていただいております。この補正額399万円、それと当初予算額、ここに書いておりませんが、合計いたしますと1,181万1,000円となります。この1,181万1,000円から今年度の事業執行見込み額を差引いたしますと、399万6,000円となります。これが、また何回も申し訳ございせんが5ページに戻っていただきますと、5ページの一番上段に、第2表繰越明許費の内容といたしまして、合併処理浄化槽設置整備補助事業といたしまして399万6,000円とございす。これが、今年の精算分の残金といたしまして、18年度に繰越明許費として繰越をお願いしたいという風に考えているものでございす。

以上簡単ではございすけれども、議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)のうち、当委員会の所管にかかります補正内容の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 18ページの老人保健事業費の方で担当の方からご説明いただきまして、400万円の減額、これ、乳がんの健診委託料であるということなんですが、受診形態が変わったという事なんですが、当初見込みが1500人だったけれども、2年に1回という風にしたという事なんですが、じゃあ17年度ですね、一体どれ位の方が受けていただけてるのか、という事についてお尋ねしときたいと思えます。

健康推進課長 当初計画では1500人という事で、17年度受診された方につきましては、952人でございます。以上です。

委員長 他にございませんか。中西委員。

中西委員 ふれあい交流センターの工事費の減額の理由ですねけど、地元調整がつかないという事で説明受けてまんねんけど、ちょっとそれ言うてもうたら、東里の村の人がなんか反対してるような感じに取れますんで、その辺の理由、もうちょっと他の何かないのかな。

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後3時22分)

(再開 午後3時25分)

委員長 再開いたします。
西川課長。

西川課長 福社会館の運営事業費の減額補正の理由といたしましては、ふれあい交流センターいきいきの里の充実として大広間の増設を計画しておりましたが、今年度の入浴料の見直し後の利用状況を見ますと、町内の利用者が増えていることや、また当委員会での要望も踏まえまして、今の情勢から見まして時期早々という事で町が判断いたしまして、今年度において大広間の増築工事を見送りたいため、2,500万円の減額補正をお願いするものであります。

今の答弁という事で、最初の答弁いたしましたものを削除していただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。
他にご意見ありますか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第17号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することに致します。

次に（2）「その他の紙製容器包装類回収モニター事業」の実施について理事者の報告を求めます。 清水環境対策課長。

環境対策
課長

「その他の紙製容器包装類回収モニター事業」の実施について、という事でございますが、この事につきましては、平成17年、去年の12月議会中の当委員会におきまして、平成18年度からこのモニター事業を実施して参りたいという風に説明をさせていただいておったわけでございますけれども、その後の状況等々につきましては、報告をさせていただきたいという風に思います。

まず、モニター地区の指定につきまして、昨年末でございますけれども、全自治会長に対しまして協力依頼の文書を発送させていただきまして、今日までに色々種々検討いただいた結果、8つの自治会、世帯数にして申し上げますと1013世帯でございますけれども、モニター地区になってもいいよ、という承諾をいただいたところでございます。ちなみにその8つの自治会の名前を申し上げますと、錦ヶ丘自治会、三の三自治会、昭和町自治会、第一地所自治会、追手東町自治会、駅前中自治会、目安自治会、服部自治会でございます。これの合計、先ほど申し上げましたが、1013世帯の方々に今後、18年度

からでございますけれども、燃やすごみの中から紙製の容器包装類、識別、前回お示しさせていただきました、今日も持ってきてますこのマークのついた容器を分別をしていただきまして、それを町の方で回収いたします。そしてリサイクル処理をするわけでございますけれども、その際の回収の際の問題点等々につきまして、今後課題のほりおこしにご協力いただくというように考えております。

今後、4月8日にですね、このモニターとなっていただく8つの自治会の会長並びに自治会の役員様を対象にいたしまして、このモニター事業の説明会を開催させていただこうかなというように考えています。それから、その8つの自治会の中で、住民の方々にも説明を、というご希望がありましたら、そちらの方に行かせていただいて、説明会も開催させていただきたいと考えております。このまま順調にいきますと初めての回収日が5月13日（土）となっております。それから毎月1回、第2土曜日を予定しておりますけれども、定期的に回収をして参りたいと考えております。

以上簡単ではございますけれども、モニター事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 紙製容器を入れる袋については、どんな風に考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

環境対策課長 現在のところ、考えておりますのは、例えば、一番分かりやすいのはデパートの紙製の袋、紙製の袋も容器包装のうちでございますので、そこに入れていただいて出していただくかなと考えております。この袋がない場合どうするねん、という話も出てくるかも分かりませんので、そういった問題点も色々出てくるであろうと、とりあえずそういう方については、紙の紐でくくっていただくかなと、色々考えておるんですけど、とりあえずそういった事で、出し方にも色々問題点

出てくるだろうと思いますので、その事も含めて課題として抽出して参りたいと考えております。

里川委員 8つの自治会の皆さん方には、モニター事業に手を挙げていただいた事については、非常に有り難い事だなという風に私も思っています。その自治会の方に4月4日説明会なさったりするという事なんで、そういった所でも十分皆さんの意見を聞いていただきまして、やっぱり出しやすいように整理をしていただいて、更にはこのモニター事業をやっている状況とか、そういうのを常に全体の町民の皆さん方に知らせていっていただいて、ビニールごみの時にもちょっと言いましたけどね、私も色々聞かれて説明させてもろて、その時点で納得してくれはったら、ああそうか、と言って気持ちよく協力してくれはるという状況があるんですよね、ですからやっぱり町民皆さんに理解、納得していただけるように、広くお知らせをしていっていただきたいという事をお願いしときたいと思います。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者の方から報告はございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について、各委員から質疑があればお受けいたします。

里川委員 予算委員会でも出てましたし、監査委員さんの監査結果の報告にも

ございましたけれども、リフト付きバスの問題なんですけど、私もいろんな事言うつもりはないんです。これまで色々議論してきましたし、予算委員会でも出てたんで。ただね、今ちょっと例規集持ってないんですけど、使用規程というのが例規集の中に入ってたと思うんですけど、それを見させていただきますとね、受付した場合、原則、先に申込んだ人に使っていただくんやと、重なった時にね。だけれども、今、監査委員さんも指摘されてるように、以前からも議会からも指摘があったように、非常にリフト付きバスが広い範囲で使われてるという風だと思うんですね、申し込みした方が早いからというの、それは整理するの難しいかも分かりませんが、実際、ほんとに障害をもった方々が使われる事を念頭に置いた場合、本当にリフトが必要な方が使いはる事を、やはり優先しなければならないんじゃないかなと、すごく思うんですね。その使用規程見る中では、ちょっとそういう事で利用する範囲広げてはるもんやから、そのところがちょっと私、規程を読んで引っかけたわけなんですけれども、その辺のところはどうなんだろう、私もどういう風に考えたらいいのかなという風に思うんですが、監査委員さんの指摘もあったとは思いますが、それについて、整理と言ったらあれですけど、予算でも一定の指摘もあったわけなんですけど、そのところについて、本来の第一義的な目的をやっぴりきちっとやっていただけたらと、私自身は思うわけなんですけれども、どうでしょうか、その使用規程の中で、ほんとに読んだ時にちょっと私ひっかかった箇所なんですけどね、そこが。

町 長

なかなか難しい問題で、何でも一緒に、町営住宅にいたしましても、最初はそういう形で選考委員会を設けてきたら、なぜその人がそこに入れたんやとかいう事になって、現在は公開抽選という事に、基準に達しておればですね、そうなってきた。今の関係も、予算委員会も出てたように、今、お辞めになった議員さんもその人は結局年齢が達してない方が乗って行かれるとかいう事で、そういう事のクリアをどうしているか日報見たらどういう形になっているのか、という指摘があ

った。厚生常任委員会の木田委員の場合、ゴルフに行く場合どうやとか、いうことがあるわけですから、そこらをどこまでですね、基準を設けていくか、というかそういう事の決りをせんと、仮に頼まれたら、わし頼んどきますわ、と言われて、わしやったらあかんのか、この条件満たしてへんからあかんのか、という事になってしまたら、なかなか担当の職員も言いにくい。その辺をやっぱりこの委員会とも、5月で役員改選ございますけれども、厚生常任委員会も18年度中に議論をして、どういうものがあるのか、そこで決めていった方が私はいいんではないかなと、そういう事は先着順となっておりますけれども、特にやっぱり障害者の方がご利用される場合は、やっぱり優先的にしてやるとかいう事を付け加えていくのか、そこらをもう一度考える必要があるんじゃないかな。これと合わせて、時代の流れですけども、全てが無料ですから、障害者とかそういう場合は免除するとかいう事ですけど、せめてガソリン代がどうなのか、という事もなりますけれども、せめてガソリン代くらいは出していこうという事をしていかんと、結局連れて行ってもらえる、ガソリンから全て、高速代はその方にもっててもらいますけど、そこらも十分やっぱり議論して、18年度中にあらかじめ12月位までにまとめていただいて、そしてやっぱり19年度からの使用目的、使用の関係等について、どういう形でしていくか、という事をしていけばと思っておりますけれども、また皆さん方ご意見いただいたらと思います。

里川委員 町長の方もただ今ご答弁していただきましたので、やっぱり第一義的に使用の目的というのが何なのか、という事も重視しながら、今、町長も言われましたように、今後やっぱり検討すべきだという風に考えますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点なんですけれども、障害者自立支援法に伴いまして、一応18年度から導入をされる、そしてまた地域支援事業など具体的な事業について、10月1日からという年度途中からという事もあるんですが、一定の事業量見込まれて、予算も編成をされたら

ころなんですけど、私自身、一般質問でしきれなかった部分なんです
が、一点気になっているのは、養護学校などに行かれてる方が卒業さ
れた後、その方がどうされるのか、どういうサービスが必要なのかと
いう、そういう潜在的なサービスの把握をきっちりしていただけてる
のかどうか、そしてまた養護学校などに行かれてたら、先輩からこれ
までの状況など、色々聞いてはると思うんですが、聞いてはっても今、
新しく制度が変わってしまいますので、その制度が変わる中できちっ
と周知をしていただけるような配慮、そして特に大きく環境が変わる
わけです、養護学校卒業する事によってね。そういう方について、特
段の配慮が町としては必要ではないかなという風に考えているところ
なんですけれども、それについてはどのように町の方ではなさってい
ただけるのか、また予算編成にあたってもお考えいただいたのか、と
いうところについて、確認をしときたいという風に思います。

福祉課長 ご質問いただきました養護学校の卒業生の進路という事でございま
す。今年度の卒業生は7人の方が卒業を見込まれておりまして、進路
先としましては、3人の方が就職、2人の方が職場適用訓練を受けま
して、また2人の方が通所授産施設に通所されるという予定をされて
おります。当町におきましては、これまで保護者の方や養護学校の先
生方や、また福祉作業所や施設に通所できるように進路指導の際に連
携をとっておりまして、常に相談等を受けております。その際に障害
福祉サービスにつきましても、今回また改正もある事もあります、
今までからその説明をさせていただきまして、同時にサービスの支給
料の把握も行っているという事でございます。平成18年度の予算と
いたしましては、2人の通所授産者の方が予定しておられます事から、
その方の予算としても計上させていただいているところでございま
す。

里川委員 分かりました。以前からも担当の方にも私、この事については、ず
っとお願いは一応してきた経過はございましたけれども、きちっと把

握をしていただけるという事については、少し安心をしました。更にこれ、ほんとに大きく変わる制度です。新しく支援費が3年、15年から3年間でしたけれども、さらに大きく制度が変わる、この事については、ほんとに町としてはご苦労なさる事だろうと思いますが、新制度確立に向けまして、やはり体制の方もきちっととっていただきまして、職員さんなんかにもかなり無理がかかってくる状況もあるのではないかと、ちょっと心配をしているところなんです。その体制については、十分とっていただき、制度開始、やはり障害者の皆様方、それでなくても不安な点をたくさんお持ちなんです。制度が変わる事で更に大きな不安をお持ちになっているのではないかと思いますので、十分な対応、担当の方でしていただけるように、また体制をとっていただけるようお願いをしておきたいという風に思います。

委員長 他、よろしいですか。三木委員。

三木委員 鳥インフルエンザの件でお聞きいたします。以前でもこの委員会でお聞きしたと思うんですが、今、世界的にも東南アジア、ヨーロッパ、中国、広まっております。死亡者も出ております。ドイツあたりでも6月のサッカーワールドカップも、あまりひどいようだったら中止しようか、というような事も出てるようです。エジプトなんかもだいぶ治まってきたと聞きますが、ドイツなんかの場合、鳥インフルエンザにかかった鳥を猫が食べて、その猫がかかったと。猫から猫にはうつると、ただし猫から人間にはうつらないと言われていますが、猫から他の動物、羊だとか豚だとか牛だとか、そういった方には感染するかどうか、ちょっと確認してません。うつった時に、今度それを食べたら人間にうつるかどうか。その辺の情報が入ってるかどうか。それと、いつ日本に来るかもという事で、タミフルの備蓄、県の備蓄、聞きました、あれから何日も経ってて、世界的にも動きがあるという事で国の対応、県の対応、その後どうなってるかお聞かせいただけますか。

健康推進
課長

まず一つ目の関係で、鳥から猫へ、そして猫から他へというような事であろうかと思えます。この関係については、現時点では内容的にも何ら聞いておらない現状でございます。これにつきましては、鳥から人間というような形も同様であろうかと思えます。そういった事で高病原性インフルエンザ、この関係につきましては、もう新聞紙面で皆さん方もご存知のとおりでありますけれども、東南アジアを中心にヨーロッパ等、高病原性インフルエンザのウイルスが人に感染し、死亡例が報告されており、また、人から人へ感染する新型インフルエンザへの発生も危惧されているところでございます。国外における鳥から人への感染確定症例はWHO発表では、平成17年中で95例、うち死亡例が41例あると聞いております。国の感染防止策といたしましては、厚生労働省が新型インフルエンザ対策行動計画を策定されております。この行動計画は、新型インフルエンザの発生や感染などの状況を6段階に区分されておきまして、それぞれの状況に応じまして情報提供などのあり方を決めているものでございます。現在、わが国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染が見られますが、人から人からへの感染は見られないという第3段階、ケース3というところでございまして、国内非発生のレベルでございます。そういった事から、県の高ウイルス薬のタミフルの備蓄の状態なんですけれども、現段階では100人分の鳥インフルエンザを備蓄されておきまして、平成18年度県予算におきまして、59000人分、約1億4,000万円弱を計上したと確認しておるところでございます。こういった中で町の対応、対策を、という形になるわけでございますが、今後、従来からのインフルエンザの流行も懸念されております。またそういった中で、うがい、手洗いの励行、バランスのとれた食生活や十分な睡眠、日常の生活管理をきっちりととられまして、ウイルスの感染を予防していただく事が重要であります。そこで、インフルエンザ予防についての、広報紙等への記載やポスターの掲示、また抵抗力が弱いとされておられます乳幼児に対しましては、保健センターの各事業をは

じめまして、幼稚園や保育所、小・中学校におきまして、予防の啓発など、様々な機会をとらえて周知に努めてまいってきておるところでございますが、18年度におきましても、こういった高齢者等に対してインフルエンザ予防接種の推進、また極度の体力の低下を招かないように健康管理の啓発に努めて参りたいと思っておるところでございます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

三木委員 詳しく資料でお聞きいたしまして、先ほどの猫から動物に、ということについては、絶対にないんだという風にはちょっと聞き取れてないんですが、その辺がまだ不確定であるならば、また確認いただけますようお願いいたします。それと、先ほど6段階という事なんですけど、その6段階のやつ、資料ありましたらまた後ほどで結構なんで、戴けたら幸いです。以上です。

委員長 その資料またよろしくお願いします。
他にございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長に

ご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(閉会 午後 3 時 5 1 分)

